

F A Q

Q 1． 行政不服審査法に基づく審査請求とは、どのようなものですか

A 1． 行政庁の処分等（許認可の取消し等）に関し不服がある場合に当該処分について審査庁（本件では農林水産大臣）に審査を請求することができる制度です。

Q 2． 組合は、平成30年3月14日付で審査請求を行ったということですが、どのような点が不服だったのですか？

A 2． 江戸時代初期から伝統的な製法で造り続けている当組合の「八丁味噌」とは異なる生産品が「八丁味噌」として登録されたことを不服としています。

なお当組合の「八丁味噌」と登録された「八丁味噌」の違いは添付資料3「本件登録に係る八丁味噌と当組合の八丁味噌の違い」をご参照ください。

Q 3． 審査請求ではどのような点が争点となっていたのですか？

A 3． 登録された「八丁味噌」について、農林水産大臣は、「地理的表示法13条1項3号イ、または同項4号イに基づいて登録拒否をするべきだったのに登録をしてしまったのではないか」ということが争点となりました。詳しくは、添付資料4「行政不服審査会の答申の概要と解説」をご参照下さい。

Q 4 . 今回行政不服審査会から答申書が出ましたが、行政不服審査会とはどのような組織ですか？

A 4 . 総務省内に設置されている組織です。

審査請求の中で、審査庁（本件では農林水産大臣）が中立かつ適正な判断をしているかどうかをチェックするための審査庁の外に設けられた組織です。

Q 5 . そもそも審査請求の手続の流れがどうなっているのか教えて下さい。

A 5 . 審査請求の手続の流れは以下のとおりです。

農林水産大臣の処分があり、これに対して当組合が農林水産大臣に対し、審査請求をしました。その後農林水産大臣が指名した審理員による審理手続が始まりました。農林水産大臣による弁明書と当組合の反論書の提出、参加人からの意見書の提出、その他それぞれから資料の提出がなされた後、審理員が意見書（裁決案）を作成し農林水産大臣に提出し、その後農林水産大臣より行政不服審査会へ諮問がなされました。

今回、この諮問を受けて行政不服審査会が答申をしたものです。今後、今回の答申を踏まえて農林水産大臣による裁決がされます。

手続の流れについては、末尾の「審査請求手続の流れ」を参照ください。

Q 6 . 今回の行政不服審査会からの答申の概要はどのようなものですか

A 6 . 「『本件審査請求は棄却するべきである』との審査

庁の判断は、『現時点において妥当とはいえない』との答申をしました。

要するに、今回の愛知県の他の組合の登録について、「登録を拒否する理由が存在しないから登録は正当なものである＝当組合の審査請求を棄却する」との、審査庁の判断（審理員の意見に基づく）は、「現時点においては妥当とはいえず、さらに調査、検討して判断する必要がある」というものです。詳細は添付資料4「行政不服審査会の答申の概要及び考察」をご覧ください。

Q 7. 今回の行政不服審査会の答申によって、審査庁はこれに従って裁決しなければならないのですか。

A 7. 法的に答申に拘束されるものではありませんが、答申の内容を尊重した上で判断しなければならないものと位置付けられます。

Q 8. 審査庁による裁決が出るのはいつ頃でしょうか。

A 8. 行政不服審査会の答申を受けた場合、審査庁は「遅滞なく裁決をしなければならない」とされていますので、それほど遠くない時期に裁決が出されると考えております。

Q 9. 今後、審査庁が組合の審査請求を棄却する判断をした場合、組合としては、どうする予定ですか。

A 9. 本件登録（処分）の取消訴訟（行政訴訟）を提起することを検討いたします。

Q 1 0 . 審査庁が今回の答申にかかわらず審査請求を棄却する裁決をした場合、今回の答申は意味がなくなるのではないですか

A 1 0 . その様には考えておりません。

本件審査請求の当否の判断を行うのは、本件登録をした農林水産大臣自身ですので、どうしても判断が甘くなりがちです。

行政不服審査会は総務省に設置される機関で、審査請求についての判断の客観性、公正性を高めるため、第三者の立場から審査庁の判断の妥当性をチェックすることを目的とするものです。

本件についても行政不服審査会は第三者的な立場から農林水産大臣の「本件審査請求を棄却するべきである」旨の諮問について妥当ではないと判断したものであり、その意義は大きいと考えています。

審査庁が本件審査請求について棄却の裁決をした場合、Q 9 の質問で回答したように取消訴訟を提起することを検討しますが、訴訟になった場合においても、本件審査請求において行政不服審査会が「審査庁の調査検討が不十分である」との答申を出したことは一定程度考慮されるはずであり、そういった意味でも今回の答申は大きな意味を持つと考えています。

以 上

【審査請求手続の流れ】

